

東京地裁 行政訴訟(M)最終口頭弁論が終結!



2006年2月21日、愛知県労働委員会に「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去」は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして救済申し立てを行い、現在は東京地方裁判所へと場所を替えて闘ってきました。

JR東海労結成以降、これまで会社から不当撤去された掲示物の一部である9点について、愛知県労働委員会は2010年2月10日、「9点中の9点を、会社による不当労働行為である」と認めました。そして、これを不服として会社は、中央労働委員会に再審査の申し立てを行い2010年10月6日に「会社が撤去した9点の組合掲示物のうちで7点を、会社による不当労働行為である」と認めました。

しかし、会社は同年11月26日、東京地方裁判所に中央労働委員会の命令を不服として、国を相手取り「不当労働行為救済命令一部取消請求事件」として訴訟を行いました。

8月20日10時30分、東京地方裁判所631号法廷において最終口頭弁論が行われ、裁判長による提出資料の確認後、「10月15日、月曜日、13時10分より判決を言い渡す」と次回開催期日を言い渡され、最終口頭弁論は終結しました。

これまでの仲間のみなさんの御協力に感謝します。そして、これからも御協力をお願いします。

東京地裁631号法廷 10月15日13時10分より判決!!!